

第 57 期 定時株主総会 招 集 ご 通 知

日時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時

場所 長野県松本市渚2丁目9番38号
当行本店 2階大会議室

株式会社 長 野 銀 行

証券コード：8521

目 次

第57期定時株主総会招集ご通知…………… 1

〔添付書類〕

第57期事業報告

- 1 当行の現況に関する事項…………… 3
- 2 会社役員（取締役および監査役）に
関する事項…………… 11
- 3 社外役員に関する事項…………… 13
- 4 当行の株式に関する事項…………… 15
- 5 当行の新株予約権等に関する事項…………… 16
- 6 会計監査人に関する事項…………… 19
- 7 財務および事業の方針の決定を支配
する者の在り方に関する基本方針…………… 20
- 8 業務の適正を確保する体制…………… 21
- 9 特定完全子会社に関する事項…………… 27
- 10 親会社等との間の取引に関する事項…………… 27
- 11 会計参与に関する事項…………… 27
- 12 その他…………… 27

計算書類

- 貸借対照表…………… 28
損益計算書…………… 29
株主資本等変動計算書…………… 30

連結計算書類

- 連結貸借対照表…………… 31
連結損益計算書…………… 32
連結株主資本等変動計算書…………… 33

監査報告書

- 計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本…………… 34
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本…………… 35
監査役会の監査報告書謄本…………… 36

〔株主総会参考書類〕

- 第1号議案 剰余金の処分の件…………… 37
第2号議案 株式併合の件…………… 38
第3号議案 定款一部変更の件…………… 39
第4号議案 取締役2名選任の件…………… 41
第5号議案 監査役1名選任の件…………… 42
第6号議案 取締役に対する業績連動型株式
報酬制度の導入の件…………… 43

インターネットによる議決権行使のご案内…………… 50

株主総会会場ご案内図

証券コード 8521
平成28年6月6日

株 主 各 位

長野県松本市渚2丁目9番38号
株式会社 **長 野 銀 行**
取締役頭取 中 條 功

第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の平成28年熊本地震により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

さて、当行第57期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、**平成28年6月23日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」（50頁）をご高覧のうえ、当行の指定する議決権行使ウェブサイト（<http://www.it-soukai.com/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

敬 具

記

- 1 日時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時
- 2 場所 長野県松本市渚2丁目9番38号
当行本店 2階大会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3 会議の目的事項

- 報告事項
- 1 第57期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
 - 2 第57期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役2名選任の件
- 第5号議案 監査役1名選任の件
- 第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入の件

4 議決権の行使等についてのご案内

代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

5 インターネットによる開示

当行は、法令および当行定款第17条の規定に基づき、本定時株主総会にあたり提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

(掲載先 <http://www.naganobank.co.jp/site/kabu/sokai.html>)

- ① 計算書類の個別注記表
- ② 連結計算書類の連結注記表

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類および連結計算書類には、本添付書類記載のもの他、この「個別注記表」および「連結注記表」として表示すべきものも含まれております。

以 上

-
- ◎当日株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日当行役職員は、ノーネクタイの軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。株主の皆さまにおかれましても、軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイトにおいて掲載させていただきます。
(掲載先 <http://www.naganobank.co.jp/site/kabu/sokai.html>)
 - ◎今回の株主総会招集ご通知につきましては、その英訳文（狭義の招集通知と参考書類（議案））についても、インターネット上の当行ウェブサイトにおいて掲載させていただきます。
(掲載先 <http://www.naganobank.co.jp/site/kabu/sokai.html>)

(添付書類)

第57期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

(金融経済情勢)

当期におけるわが国経済を顧みますと、企業収益は高い水準を維持し、雇用・所得環境は良好に推移したことから緩やかな回復基調が続きました。しかしながら個人消費に関しては、昨年9月の記録的な大雨や暖冬等の天候不順による一時的な要因もあり、年度後半から停滞感がみられております。また、アメリカの金融政策正常化、原油価格下落の影響や中国をはじめとする新興国や資源国の景気下振れ等、海外経済の不確実性は高まっており、国内の景気が下押しされるリスクがあるとともに、金融資本市場の変動による影響に留意する必要性が懸念されております。

当行が営業基盤とする長野県経済は、公共投資、住宅投資が底堅く推移し、設備投資は緩やかに増加しております。また、新興国経済の減速の影響などから、生産は横ばい圏内の動きとなっているものの、雇用・所得環境は、着実な改善が続いており、緩やかな回復基調にありました。

金融面につきましては、平成25年4月からの日本銀行による「量的・質的金融緩和」が継続するなかで、10年物国債利回りは、期初0.40%から0.53%まで上昇する場面もありましたが、8月以降は世界的な株安や米国の利上げ見送りを受け、0.20%から0.30%程度で推移いたしました。さらに、本年1月の日本銀行によるマイナス金利政策の導入を受けて10年物国債利回りは急低下し、2月には初めてマイナスとなりました。日経平均株価は、19,000円台から始まったものの、昨年8月には中国景気への懸念から世界的な株安となる場面や、2月には約1年4か月ぶりに15,000円を割る場面がありました。ドル/円相場は、昨年中は概ね1ドル120～125円台で推移いたしました。本年になり、米国の利上げペースが鈍化するとの見方から、期末の1ドル112円台まで円高が進みました。

(事業の経過および成果)

本年度は、平成25年4月よりスタートした第9次長期経営計画「考働派」の最終年度であり、金融サービス業を通じて、①お客さま、②株主、③従業員、④地域の4つのステークホルダーにとって当行が“No.1”となり、当行の「めざす銀行像」である「必要とされ選ばれる銀行～長野県のマザーバンク～」へ向かって、役職員一丸となって業容の拡充と経営の一層の効率化に努めてまいりました。

○預金・貸出金・損益等

まず預金（譲渡性預金を含む。）は、マイナス金利政策の導入に伴い、公金預金などの金利の高い大口定期預金の取込みを控えたことから、期中154億51百万円減少し、期末残高は1兆78億2百万円となりましたが、第9次長期経営計画の目標として掲げた1兆円を達成することができました。

貸出金につきましては、県内中小企業の資金需要が低迷したことから、期中95億96百万円減少して、期末残高は5,934億82百万円となりました。

有価証券につきましては、期中137億22百万円減少して期末残高は4,106億3百万円となりました。

また、外国為替の取扱高は1億45百万ドルとなりました。

損益面につきましては、貸出金利息収入および有価証券利息配当金が減少いたしました。与信費用が低位に推移したことにより、22億45百万円の当期純利益となりました。当期純利益につきましても、第9次長期経営計画の目標である15億円を上回ることができました。

○組織体制、店舗等

組織体制面では、平成27年4月に女性やシニアの活躍推進を一層強化するため、人事部内に「ダイバーシティ推進担当」を配置するとともに同年8月には「女性活躍推進チーム」を設置いたしました。また、同年10月には女性行員の更なる活躍により、お客さまの多様化するニーズにお応えし質の高い金融サービスを提供するため、「女性活躍・輝き宣言（長野銀行ステラ☆プロジェクト）」を策定いたしました。

店舗面では、平成27年12月に経営資源を集中させ、効率的、機動的に運用することで、より質の高い金融サービスをお客さまに提供するため、長野法人営業部と長野支店を統合し、長野営業部を開設いたしました。

○業務・商品・サービス等

当行は、地域金融機関として長野県経済の活性化に向け、営業統括部内に「地域連携担当」を配置するとともに本支店が組織横断的に連携して取り組んだほか、平成27年6月以降、長野県、松本市、長野市、諏訪市および宮田村の各市町村および国立長野工業高等専門学校と連携協定を締結いたしました。今後も地方創生に向けた地域密着型金融の取組み強化を行ってまいります。

また、新規に事業を始められる方に対するサポート体制を強化するため、新商品、創業支援資金「スタート」の取扱いを開始したほか、日本政策金融公庫等と業務提携を行い、取引先企業に対する支援体制の強化や、取引先企業の海外進出支援に努めました。今後も、法人・個人の皆さまへの支援体制を充実させ、より一層ご満足いただけるソリューション営業を行ってまいります。

また、「松本山雅FC」のユニフォームスポンサーとして、「春のわくわく！松本山雅FCプレゼントキャンペーン！！」を実施するとともに、同FCのホームゲームにおいて「ながぎんブース」を出展する等、同FCへの各種サポートを通じて「スポーツ振興による地域活性化」と「地域に根ざした広報活動」に積極的に取り組んでまいりました。

さらに、県内観光を支える自然や国宝・重要文化財等の維持管理を支援するため、「地域応援キャンペーン」第5弾を実施いたしました。第1弾（平成23年度）の実施以来、県内各地への寄付は、累計で60か所となりました。

また、平成27年10月より、当行のお客さまの利便性向上のため、当行およびセブン銀行のATMでの入出金取引手数料を完全無料化いたしました。

○システム等

システム面につきましては、平成27年6月より渉外業務等の支援ツールとしてタブレット端末を導入いたしました。本端末は、渉外業務等において発行していた「お預り証」を電子化することによって、渉外業務の管理機能強化を図るものであります。また、訪問先のお客さまのお取引状況等をリアルタイムで確認する機能を搭載し、渉外業務の効率化を図っております。

また、平成28年3月より、お客さまへのサービス向上を実現するため、新営業店システムを導入いたしました。本システムの導入により、業務の効率化を図るとともに、日常生活上の磁力の影響からATMで使用出来なくなることを防ぐ「Hi-Co通帳」を導入し、お客さまの利便性の向上を図りました。

○その他

株主の皆さまに対しましては、日頃のご支援にお応えするため、また、当行株式への投資魅力を高め、より多くの皆さまに当行株式を長期保有していただくことを目的として、本年度も「株主優遇定期預金」をお取扱いしております。

○当行グループの経営成績

当行および子会社2社で構成されております企業集団は、銀行業務を中心にリース業務、クレジットカード業務、信用保証業務等を通じて金融サービスを提供しておりますが、当企業集団の経営成績につきましては、連結経常収益229億68百万円、親会社株主に帰属する当期純利益23億54百万円となりました。

（当行が対処すべき課題）

当行を取り巻く環境は、中長期的な視点において、人口減少の進行が避けられない状況となっており、それに伴う長野県内市場の縮小により、地域経済の活力低下が懸念される状況にあります。また、他行競合等による貸出金利の低下傾向が一層進展するなか、日本銀行が本年1月に導入を決定したマイナス金利政策が収益に与える影響も加わり、日々厳しさを増しております。

このような中、当行は、目先の収益に捉われることなく、より中長期的な観点から今後9年間（平成28年4月～平成37年3月）を計画期間とする「長期経営計画」および直近3年間（平成28年4月～平成31年3月）を計画期間とする「第10次中期経営計画」を策定いたしました。

まず、長期経営計画では、スローガンを「『めざす銀行像』への挑戦～3つの実践「シンカ」で2025年に向けた新たな地位を築く～」とし、めざす銀行像である「必要とされ選ばれる銀行 ～長野県のマザーバンク～」の実現に向けて、様々なステークホルダーに対し、コミュニケーションを深め、強固な関係を構築する「深化」、真の価値を提供する「真価」、共に成長し高みをめざす「進化」、この3つのシンカを地道に継続し、長野銀行ブランドを向上させることとしています。

また、第10次中期経営計画を「『人づくり』を通じた経営基盤の確立と取引基盤の拡大期間」と位置付け、スローガンを「“Re Birth”～原点に立ち還り、次のステージへ生まれ変わる～」といたしました。また、主要計数目標を①当期純利益20億円以上、②自己資本比率11.0%以上、③ROE（当期純利益／株主資本）5.0%程度、④法人取引先数獲得5,000先、⑤個人取引先数獲得70,000先とした上で、①ワンストップ人材の育成、②法人・個人取引先数の増加による取引基盤の拡大、③不良債権処理による健全性の確保、④積極的なシステム投資による業務の効率化を重点施策とし、役職員一丸となり当行のめざす銀行像に向けて全力を尽くすこととしています。

皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預 金	9,648	10,080	10,205	10,078
定期性預金	6,590	6,903	7,072	6,851
その他	3,058	3,177	3,132	3,226
貸 出 金	5,841	5,943	6,030	5,934
個人向け	1,948	1,970	2,005	2,042
中小企業向け	2,420	2,405	2,387	2,275
その他	1,473	1,567	1,637	1,616
商 品 有 価 証 券	0	0	-	-
有 価 証 券	3,833	4,204	4,243	4,106
国 債	1,515	1,416	1,229	1,201
その他	2,317	2,787	3,014	2,904
総 資 産	10,293	10,799	11,039	10,907
内 国 為 替 取 扱 高	24,889	26,851	27,320	26,437
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 182	百万ドル 163	百万ドル 160	百万ドル 145
経 常 利 益	百万円 2,984	百万円 3,632	百万円 2,511	百万円 3,307
当 期 純 利 益	百万円 1,839	百万円 1,977	百万円 2,588	百万円 2,245
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	20円46銭	21円98銭	28円79銭	24円98銭

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

3 預金につきましては、譲渡性預金を含まない金額を表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	678人	676人
平均年齢	38年3月	38年2月
平均勤続年数	15年2月	15年4月
平均給与月額	356千円	350千円

- (注) 1 使用人数には、臨時および嘱託は含まれておりません。
2 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3 平均給与月額は、3月中の税込み平均給与月額であり、賞与は含まれておりません。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当年度末	前年度末
	店 うち出張所	店 うち出張所
長野県	53 (2)	54 (2)
東京都	1 (0)	1 (0)
合計	54 (2)	55 (2)

- (注) 1 平成27年12月6日付で、長野支店を廃止いたしました。
平成27年12月7日付で、長野法人営業部を新築・移転し、「長野営業部」を新設いたしました。
2 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を52か所（前年度末51か所）設置しております。

ロ 当年度新設営業所

当年度新設営業所はございません。

- (注) 1 当年度においては、次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。
・飯田支店 アピタ飯田店出張所
2 当年度においては、店舗外現金自動設備の廃止または休止はございません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	2,256
---------	-------

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
店舗の統合・移転（長野営業部）	845
事務・通信機器（新営業店端末、タブレット端末、オープン出納機等）	701
ソフトウェア（新営業店端末システム、タブレット端末システム等）	551
旧店舗の除却（長野支店、長野法人営業部）	12

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
長野カード株式会社	長野県松本市大手2丁目2番16号	クレジットカード業 信用保証業	平成2年7月2日	百万円 30	% 95.00	
株式会社ながざんリース	長野県松本市大手2丁目2番16号	リース業	昭和55年1月12日	34	71.18	

(注) 1 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2 当行の連結対象会社は上記の子会社2社であります。

当年度の連結経常収益は229億68百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は23億54百万円となりました。

3 平成27年3月31日をもって解散した株式会社長野ビーエスは、平成27年7月14日に清算終了いたしました。

ハ 当行の重要な業務提携の概況

- (イ) 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
- (ロ) 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫266金庫（信金中央金庫を含む。）、信用組合134組合（全信組連を含む。）、系統農協・信漁連733（農林中金、信連を含む。）、労働金庫14金庫（労金連を含む。）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
- (ハ) 第二地銀協地銀41行の提携により、I S D N回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービスを行っております。
- (ニ) ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金の実行サービスを行っております。
- (ホ) 株式会社セブン銀行との提携により、共同設置現金自動設備による現金自動引出し・入金の実行サービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

特記すべき事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

(1) 会社役員の内訳

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職
中 條 功	取締役頭取（代表取締役） （監査部担当）	
大 槻 伸 夫	常務取締役（融資統括部長） （融資統括部担当）	
岩 垂 博	常務取締役（総合企画部長） （総合企画部、総務部、人事部担当）	
清 水 秋 雄	常務取締役（営業統括部長） （営業統括部担当）	
丸 山 佳 成	常務取締役 （証券国際部、事務部担当）	
窪 田 克 彦	常務取締役（長野営業部長）	
内 川 博 文	取 締 役（本店営業部長）	
西 澤 仁 志	取 締 役（証券国際部長）	
内 川 小 百 合	取 締 役（社外）	丸の内ビジネス専門学校校長兼設置者
二 木 馨 三	取 締 役（社外）	サンリン株式会社相談役
中 島 一 志	常勤監査役	
岡 野 庄 平	監 査 役（社外）	岡野薬品株式会社代表取締役会長
神 戸 美 佳	監 査 役（社外）	弁護士、神戸法律事務所所長、長野県弁護士会副会長（平成28年3月31日退任）
轟 速 人	監 査 役（社外）	公認会計士、税理士、轟税務会計事務所所長、日本公認会計士協会東京会長長野県副会長

- (注) 1 常務取締役金子英雄氏は、平成27年6月25日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。
- 2 当行は、社外取締役内川小百合氏および二木馨三氏ならびに社外監査役岡野庄平氏、神戸美佳氏および轟速人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
- 3 社外監査役轟速人氏は、公認会計士および税理士として財務ならびに会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	11人	211(65)
監 査 役	4人	23(-)
計	15人	234(65)

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
- 2 ()は確定金額報酬以外の金額について内書きしております。
- 3 支給人数には、当事業年度に退任した取締役1名を含めております。
- 4 上記以外に支払った兼務取締役の使用人としての報酬は27百万円であります。
- 5 取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る業績連動型報酬額35百万円および株式報酬型ストックオプション報酬額29百万円を含めております。
- 6 当行の取締役の報酬につきましては、確定金額報酬、業績連動型報酬、ストックオプション報酬の3つからなっております。それぞれの報酬額の配分は取締役会の協議に基づき決定しております。
- 取締役の確定金額報酬は年額180百万円以内、業績連動型報酬は当期純利益を基準として支給すること、ストックオプション報酬につきましては株式報酬型ストックオプションとし、新株予約権を年額50百万円以内の範囲で割り当てること株主総会で定められております。
- 監査役の報酬につきましては、確定金額報酬からなっております。確定金額報酬につきましては、年額30百万円以内とすることが株主総会で定められており、報酬額の配分は監査役の協議に基づき決定しております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
社外取締役 内川小百合	会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役として任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
社外取締役 二木 馨三	
常勤監査役 中島 一志	会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役として任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
社外監査役 岡野 庄平	
社外監査役 神戸 美佳	
社外監査役 轟 速人	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
取締役 内川小百合	丸の内ビジネス専門学校校長兼設置者 なお、内川小百合氏ならびに丸の内ビジネス専門学校と当行との間には、特別な利害関係はありません。
取締役 二木 馨三	サンリン株式会社相談役 サンリン株式会社と当行との間には、融資等の取引があります。 なお、二木馨三氏と当行との間には、特別な利害関係はありません。
監査役 岡野 庄平	岡野薬品株式会社代表取締役会長 なお、岡野庄平氏ならびに岡野薬品株式会社と当行との間には、特別な利害関係はありません。
監査役 神戸 美佳	弁護士、神戸法律事務所所長 なお、神戸美佳氏と当行との間には、特別な利害関係はありません。
監査役 轟 速人	公認会計士、税理士、轟税務会計事務所所長、日本公認会計士協会東京会長野県会副会長 なお、轟速人氏と当行との間には、特別な利害関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における発言その他の活動状況
取締役 内川小百合	2年9か月	平成28年3月期の出席状況 取締役会16回開催15回出席	主に経験豊富な教育者としての視点から、取締役会において適切な発言を行っております。
取締役 二木 馨三	0年9か月	平成28年3月期の出席状況 取締役会13回開催12回出席	主に経験豊富な経営者としての視点から、取締役会において適切な発言を行っております。
監査役 岡野 庄平	7年9か月	平成28年3月期の出席状況 取締役会16回開催16回出席 監査役会13回開催13回出席	主に経験豊富な経営者としての視点から、取締役会および監査役会において適切な発言を行っております。
監査役 神戸 美佳	4年9か月	平成28年3月期の出席状況 取締役会16回開催16回出席 監査役会13回開催12回出席	主に弁護士としての専門的見地から、取締役会および監査役会において適切な発言を行っております。
監査役 轟 速人	2年9か月	平成28年3月期の出席状況 取締役会16回開催16回出席 監査役会13回開催13回出席	主に公認会計士および税理士としての専門的見地から、取締役会および監査役会において適切な発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	14(-)	-

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 () は確定金額報酬以外の金額について内書きしております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	300,000千株
	発行可能種類株式総数	普通株式 300,000千株
		A種優先株式 100,000千株
	発行済株式の総数	普通株式 92,578千株

- (注) 1 普通株式の発行可能株式総数は、発行可能株式総数3億株からA種優先株式の発行済株式総数を控除した株式数とします。
 2 転換社債型新株予約権付社債の株式への転換により、当年度において発行済株式の総数が153千株増加しております。

(2) 当年度末株主数	普通株式	8,377名
-------------	------	--------

(3) 大株主（普通株式）

発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対するその有する株式の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主を記載しております。

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,343千株	5.96%
長野銀行職員持株会	4,721	5.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	3,026	3.37
PROSPECT JAPAN FUND LIMITED	2,425	2.70
株式会社栃木銀行	1,663	1.85
キッセイ薬品工業株式会社	1,663	1.85
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,023	1.14
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,023	1.14
コクサイエアロマリン株式会社	1,000	1.11
株式会社東和銀行	953	1.06

- (注) 1 持株数等は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下をそれぞれ切り捨てて表示しております。
 2 持株比率は、持株数を発行済株式数（自己株式を除く。）で除して算出しております。
 3 当行は、平成28年3月31日現在、自己株式2,990千株を保有しておりますが、上記から除外しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

自己株式取得状況（自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）による買付）

平成28年1月4日開催の取締役会決議により取得した自己株式

取得した株式の種類および数 普通株式 480千株

取得価額の総額 97百万円

取得した日 平成28年1月5日

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	(1) 名称 第1回新株予約権 (2) 新株予約権の数 27個 (3) 目的となる株式の種類および数 普通株式 27,000株 (新株予約権1個につき1,000株) (4) 新株予約権の行使期間 平成21年7月31日から平成46年7月30日 (5) 権利行使価額(1株当たり) 1円 (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	4名
	(1) 名称 第2回新株予約権 (2) 新株予約権の数 83個 (3) 目的となる株式の種類および数 普通株式 83,000株 (新株予約権1個につき1,000株) (4) 新株予約権の行使期間 平成22年7月31日から平成47年7月30日 (5) 権利行使価額(1株当たり) 1円 (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	5名
	(1) 名称 第3回新株予約権 (2) 新株予約権の数 82個 (3) 目的となる株式の種類および数 普通株式 82,000株 (新株予約権1個につき1,000株) (4) 新株予約権の行使期間 平成23年7月30日から平成48年7月29日 (5) 権利行使価額(1株当たり) 1円 (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	5名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	(1) 名称 第4回新株予約権 (2) 新株予約権の数 142個 (3) 目的となる株式の種類および数 普通株式 142,000株 (新株予約権1個につき1,000株) (4) 新株予約権の行使期間 平成24年7月28日から平成49年7月27日 (5) 権利行使価額(1株当たり) 1円 (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	5名
	(1) 名称 第5回新株予約権 (2) 新株予約権の数 119個 (3) 目的となる株式の種類および数 普通株式 119,000株 (新株予約権1個につき1,000株) (4) 新株予約権の行使期間 平成25年7月30日から平成50年7月29日 (5) 権利行使価額(1株当たり) 1円 (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	6名
	(1) 名称 第6回新株予約権 (2) 新株予約権の数 127個 (3) 目的となる株式の種類および数 普通株式 127,000株 (新株予約権1個につき1,000株) (4) 新株予約権の行使期間 平成26年7月31日から平成51年7月30日 (5) 権利行使価額(1株当たり) 1円 (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	6名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	(1) 名称 第7回新株予約権 (2) 新株予約権の数 137個 (3) 目的となる株式の種類および数 普通株式 137,000株 (新株予約権1個につき1,000株) (4) 新株予約権の行使期間 平成27年8月1日から平成52年7月31日 (5) 権利行使価額(1株当たり) 1円 (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	8名
監査役	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成26年3月18日に発行した120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の当事業年度末日における新株予約権の状況は次のとおりであります。

取締役会決議の日	平成26年2月27日
新株予約権付社債の残高	2,967百万円
新株予約権の数	2,967個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)	15,137,755株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり196円
新株予約権の行使期間	平成26年4月1日～平成33年4月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 196円 資本組入額 98円

(注) 社債の残高を当初の転換価額(196円)で除して得られた最大整数で表示しております。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 野本 博之 指定有限責任社員 岩崎 裕男	41	(対価を伴う非監査業務の内容) ・融資先財務書類調整支援業務

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当行監査役会は、取締役会、行内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3 当行と会計監査人との監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等を含めております。

4 当行および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は42百万円であります。

5 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

(1) 処分対象

新日本有限責任監査法人

(2) 処分内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

(3) 処分の理由

イ 社員の過失による虚偽証明

ロ 監査法人の運営が著しく不当

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) **会計監査人に関するその他の事項**

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当行都合の場合のほか、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断された場合、監査役会は当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当であると判断した場合は、当該会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案とすることを決定します。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断された場合は、監査役会が当該会計監査人を解任します。

7 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8 業務の適正を確保する体制

当行は、平成18年5月24日付取締役会において、業務の適正を確保するための体制として「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、効率的で適法な企業体制を整備していくこととしております（平成28年3月28日付取締役会で一部改正）。当該基本方針の内容の概要は次のとおりであります。

なお、「運用状況」は、改正会社法が施行された平成27年5月1日以降の主な運用状況となります。

(1) 当行は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を次のとおり構築し、整備している。

イ 当行は、「コンプライアンス重視の企業風土を醸成し、社会的責任と公共的使命を果たす。」ことを、長期経営計画に基本方針として掲げている。

ロ コンプライアンスを実現するための具体的な規程、手引書として「コンプライアンス規程」および当行の役職員の行動の指針である行動規範を掲載した「コンプライアンス・マニュアル」等を整備し、具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定し、実施している。

ハ コンプライアンスに係る事項については、「コンプライアンス規程」において、統括責任者を総務部担当役員、統括部署を総務部コンプライアンス室と定め、一元的に管理するとともに、各部門に、担当責任者および担当者を設置し、全行的なコンプライアンス態勢を整備している。

ニ コンプライアンスに係る施策や方針、報告については「コンプライアンス委員会」での協議、報告を経て、常務会または取締役会で決議、報告することとしている。

ホ 代表取締役頭取および役付取締役は、取締役会、常務会のほか、役員協議会および各種委員会に出席し、法令等遵守態勢の確立および職務執行の意思決定に参画している。

ヘ 使用人は業務の遂行に当たり、必要に応じて顧問弁護士のリーガル・チェックを受けるほか、会計監査人、税務顧問等の意見を聴取するなど、法令等遵守に努めている。

ト 当行はコンプライアンス・ホットラインを設置するとともに、「公益通報者保護法」に基づき「内部通報規程」を制定しており、使用人が法令等違反の情報を通報できる体制を整備している。

チ 不祥事件や苦情等に対しては、「コンプライアンス・マニュアル」、「緊急時の対応に関するマニュアル」および「顧客サポート等管理規程」に基づいて直ちに役員に報告するとともに、迅速、かつ、適切に対応しており、また、その改善策を検討し、全職員に周知徹底しその再発防止に努めている。

リ 内部監査部門である監査部は、業務全般の内部管理態勢等の適切性、有効性を検証するため、「内部監査規程」に基づき、年度ごとに内部監査方針および内部監査計画を策定し、取締役会で決議し、全行に周知徹底した上で実施している。

ヌ 反社会的勢力に対する取組については、社会的責任と公共的使命を果たすことを目的として、「コンプライアンス・マニュアル」および「反社会的勢力対応マニュアル」を策定しており、反社会的勢力排除に向けた態勢を整備している。

〔運用状況〕

当行は、コンプライアンス態勢について、半期毎のコンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、コンプライアンス委員会等で進捗状況をモニタリング（２回）したほか、コンプライアンス違反の発生状況および反社会的勢力等との取引状況などについてコンプライアンス委員会（９回）で報告等を行い、その内容を取締役会に報告しました。

また、代表取締役頭取および役付取締役は、定例取締役会13回、臨時取締役会２回、取締役会の権限委譲による決定機関として設置する常務会（71回）、中長期経営計画策定委員会（９回）、コンプライアンス委員会（９回）、役員協議会（53回）、ALM委員会（40回）、オペレーショナル・リスク委員会（19回）、営業推進協議会（22回）、信用リスク委員会（59回）に出席し、職務執行の意思決定に参画しました。

- (2) 当行は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制を次のとおり構築し、整備している。

イ 当行は、取締役の職務の執行に係る情報・文書を、「本部事務分掌規程」および「事務取扱規程」に基づき、保存年限等を定めて管理している。

ロ また、当行は、「オペレーショナル・リスク管理方針」に基づき、情報資産を適切に保護するための基本方針である「セキュリティポリシー」および情報資産の具体的な運用および管理基準である「セキュリティスタンダード」を制定し、全行的なセキュリティ管理体制を整備している。

〔運用状況〕

当行は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について、方針および諸規程に基づき適切に管理しました。

- (3) 当行は、損失の危険の管理に関する規程その他の体制を次のとおり構築し、整備している。

イ 当行は、「リスク管理の徹底に努め、財務体質の強化を図る。」ことを、中期経営計画および年度ごとの経営方針に、基本方針として掲げている。この基本方針および「統合的リスク管理方針」等に基づき、リスク管理を実現する具体的な施策や方針として、年度ごとにそれぞれのリスクごとの施策や方針等を策定し、各種委員会での協議を経て、常務会または取締役会で決議した上で実施している。

ロ リスク管理に係る具体的な規程として、「リスク管理規程」、「統合的リスク管理規程」等を定めており、これらの規程に基づき、各担当部が各種リスクを管理し、それぞれのリスクに応じ、各種委員会へ付議し、協議、報告を行った上、常務会または取締役会で決議、報告することとしている。また、半期ごとにリスク管理の状況を取締役会へ報告している。

ハ これらの委員会は、委員長を代表取締役頭取が務め、役付取締役および関連する部の部長が委員を務めている。また、常勤監査役もこれらの会議に出席し、取締役の業務執行およびその運営状況等を監視しており、リスク管理態勢の状況について、報告を聞くほか、協議事項に意見を述べることができる態勢となっている。

二 監査部は、業務全般の内部管理態勢（リスク管理態勢を含む。）等の適切性、有効性を検証するため、「内部監査規程」に基づき、年度ごとに内部監査方針および内部監査計画を策定し、取締役会で決議し、全行に周知徹底した上で実施している。

〔運用状況〕

当行は、「リスク管理規程」等に基づき、各リスク管理状況についてALM委員会（40回）、オペレーショナル・リスク委員会（19回）、信用リスク委員会（59回）へ付議し、協議、報告を行った上、常務会または取締役会で決議、報告しました。

(4) 当行は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制等を次のとおり構築し、整備している。

イ 当行は、3年ごとの中期経営計画において、「お客さまと株主の皆さまおよび従業員の幸福と繁栄のために全力を尽くす。」という経営理念のもとに、お客さま、株主、従業員、地域のステークホルダーに対してNo.1となり、その期待に応え、金融サービス業を通じて「必要とされ選ばれる銀行 ～長野県のマザーバンク～」となることを当行のめざす銀行像として掲げて、周知徹底している。

ロ また、当行は、年度ごとの経営方針において、中期経営計画に基づいて目標を設定し、各業務部門が目標達成に向けて職務を執行している。実績については、半期ごとに定期的に取締役会へ報告している。

ハ 取締役は、職務の分担および権限等を取締役会において明確に定め、規程に則り効率的に職務を執行している。

〔運用状況〕

当行は、長期経営計画に基づく目標数値について、業務実績を取締役会へ報告（2回）しました。また、取締役は、取締役会規程に基づき、効率的に職務を遂行しました。

(5) 当行は、当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制を次のとおり構築し、整備している。

イ 当行は、「子会社等管理規程」を制定しており、総合企画部が子会社等を管理する体制としている。

ロ 子会社は、業務の決定および執行についての相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置している。

ハ 当行の内部監査部門である監査部は、子会社等についても監査の対象として、「内部監査規程」および「自己査定マニュアル」に定めて監査を実施しており、その結果を当行取締役会へ報告している。

二 コンプライアンスに関する取組み等についての情報交換および法令等遵守態勢の徹底等を目的として、当行および子会社等から成る企業集団のコンプライアンス連絡会を開催している。

ホ 子会社の取締役は、当行役員が出席する取締役会およびその他の重要な会議において、その担当する職務の執行状況を報告している。また、当行は「子会社等管理規程」に基づき、「関連会

社の重要事項事前協議・報告書」により子会社から報告を受けている。

- へ 子会社は、損失の危険の管理に関する規程その他の体制を次のとおり構築し、整備している。
 - (イ) 子会社は、リスク管理を経営の重要課題として捉え、中期経営計画および年度ごとの経営方針に、リスク管理強化を基本方針として掲げている。この基本方針や各種マニュアルに基づき、リスク管理を実現する具体的な施策や方針等を策定し、部長会または取締役会で決議した上で実施している。
 - (ロ) 子会社は、リスク管理に係る規程として、(株)ながぎんリースは「審査と管理債権の手引き」、長野カード(株)は「管理事務マニュアル」等を定めており、これらの規程に基づき、各種リスクを管理している。
- ト 子会社は、取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を次のとおり構築し、整備している。
 - (イ) 子会社は、年度ごとの経営方針において、中期経営計画に基づいて目標を設定し、各業務部門が目標達成に向けて職務を執行している。実績については、各業務部門が定期的に取締役会へ報告している。
 - (ロ) 子会社の取締役は、職務の分担および権限等を取締役会において明確に定め、規程に則り効率的に職務を執行している。
- チ 子会社は、取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を次のとおり構築し、整備している。
 - (イ) 子会社は、「コンプライアンス重視の企業風土を醸成し、社会的責任と公共的使命を果たす」ことを基本方針として長期経営計画および年度ごとの経営方針に掲げている。
 - (ロ) 子会社は、コンプライアンスを実現するための具体的な規程、手引書として「コンプライアンス規程」および子会社の役職員の行動の指針である行動規範を掲載した「コンプライアンス・マニュアル」等を整備している。子会社の使用人は当該規程およびマニュアルを遵守することとしているほか、コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」に基づきコンプライアンス研修会、コンプライアンス理解度テスト等を実施し、コンプライアンス意識の醸成を図っている。
 - (ハ) 子会社は、コンプライアンスに係る事項については、「コンプライアンス規程」において、統括責任者、統括部署および担当者を定め、全社的なコンプライアンス態勢を整備している。
 - (ニ) 子会社の使用人は業務の遂行に当たり、新たな業務の開始、新商品の発売、契約の締結等や、法令等の制定、改正に対する対応などに際しては、必要に応じて顧問弁護士のリーガル・チェックを受けるほか、税務顧問等の意見を聴取するなど、法令等遵守に努めている。
 - (ホ) 子会社は、コンプライアンス・ホットラインを設置するとともに、平成18年4月に施行された「公益通報者保護法」に基づき「内部通報規程」を制定しており、使用人が法令等違反の情報を通報できる体制を整備している。

(ハ) 子会社は、不祥事件や苦情等に対しては、「コンプライアンス・マニュアル」、「緊急時の対応に関するマニュアル」および「顧客サポート等管理規程」に基づいて直ちに役員に報告するとともに、迅速、かつ、適切に対応しており、また、その改善策を検討し、全職員に周知徹底しその再発防止に努めている。

(ト) 子会社は、反社会的勢力に対する取組については、社会的責任と公共的使命を果たすことを目的として、「コンプライアンス・マニュアル」および「反社会的勢力対応マニュアル」を策定しており、反社会的勢力排除に向けた態勢を整備している。

[運用状況]

子会社は、その取締役の職務の遂行状況について、当行役員が出席する取締役会を(株)ながざんリースが8回、長野カード(株)が7回開催し、報告を行ったほか、「関連会社の重要事項事前協議・報告書」により報告を行いました。

また、子会社は、コンプライアンス態勢について、当行とコンプライアンス連絡会（4回）を行うとともに、コンプライアンス研修会（1回）、コンプライアンス理解度テスト（4回）を実施し、コンプライアンスに関する取組み等についての情報交換および法令等遵守態勢の徹底を行ったほか、リスク管理体制について、経営方針や各種マニュアルに基づき、適切な管理を行いました。

(6) 当行は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項を次のとおりとしている。

当行は、監査役職務を補助するための使用人については、「本部事務分掌規程」において、監査役会の運営に関する事務は、総務部を事務局と定めており、監査役から職務を補助する要請があった場合は、総務部職員がこれに対応している。

[運用状況]

当行は、監査役職務を補助するための使用人について、「本部事務分掌規程」において、総務部を事務局と定めており、主に定例監査役会開催時の監査役会の運営の補助を行っておりますが、通常の補助以外に監査役からの要請はありませんでした。

(7) 当行は、前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項を次のとおりとしている。

当行は、「監査役監査規程」において、監査役は使用人の業務執行者からの独立性の確保に努めるほか、使用人の権限、使用人の属する組織などの独立性の確保に必要な事項を検討することとしている。

[運用状況]

当行は、「監査役監査規程」に基づき、使用人の業務執行者からの独立性の確保に努めました。

(8) 当行は、(6)の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項を次のとおりとしている。

当行は、監査役職務を補助するための使用人が、監査役職務の補助を行っている間は、その職務を他の職務に優先させている。

[運用状況]

当行は、使用人が監査役職務の補助を行っている間は、その職務を他の職務に優先させて、使用人に対する実効性の確保に努めました。

(9) 当行は、取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制を次のとおり構築し、整備している。

イ 取締役は、取締役会および常務会ならびにその他の重要な会議または委員会において、その担当する職務の執行状況を報告している。一方、常勤監査役は、「監査役監査規程」に基づき当該会議または委員会に出席し、報告を受けることができる態勢としている。

ロ 取締役は、法令に基づき、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役会に報告しなければならないこととしている。

ハ 内部監査部門である監査部は内部監査結果を、コンプライアンス統括部門である総務部コンプライアンス室および顧客サポート等管理部門である営業統括部は、営業店に対する苦情等について、各部門の規程に基づき、取締役会へ報告するほか、常勤監査役へも報告している。

ニ 常勤監査役は、「監査役会規程」に基づき、自らの職務の執行の状況について監査役会に随時報告するとともに、監査役会の求めがあるときはいつでも報告することとしている。

ホ 使用人は、「監査役監査規程」に基づく、常勤監査役による期ごとの各本店への往査において、常勤監査役に職務の執行状況等を報告している。また、「内部通報規程」に基づき、法令等違反の情報をコンプライアンス・ホットライン等の手段により、常勤監査役等に報告することとしている。

[運用状況]

当行は、定例監査役会を12回開催いたしました。

常勤監査役は、取締役会、常務会および各種委員会に出席することに加え、主要な稟議書の回付を受け、取締役および使用人の職務の執行状況を監査したほか、自らの職務の執行状況について、往査報告（13回）を常務会に報告しました。

監査部は、内部監査結果（11回）を、営業統括部は、営業店に対する苦情等について（2回）、総務部コンプライアンス室および営業統括部は、重大な苦情等の内容と対応について（1回）を取締役会へ報告しました。

(10) 当行は、前号の報告をした者が当該報告したことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いを受けない体制を次のとおり構築し、整備している。

当行は、「内部通報規程」を制定しており、前号の報告した者等が報告したことを理由として、報告者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執ることとしている。また、報告者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に基づいて処分を課すこととしている。

[運用状況]

当行は、内部通報規程に基づき、報告者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執るよう努めました。

- (1) 当行は、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項を次のとおりとしている。

当行は、「監査役監査規程」を制定しており、監査役の職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上することとし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、償還を請求することができることとしている。

[運用状況]

当行は、監査役の職務の執行上必要と認める費用についてあらかじめ予算計上を行いました。なお、緊急または臨時に支出した費用はありませんでした。

- (2) 当行は、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を次のとおり構築し、整備している。

イ 監査役の過半数は社外監査役とし、監査体制の中立性および独立性と透明性を高めている。

ロ 株主総会へ付議する監査役選任議案の決定に当たっては、「監査役会規程」の定めにより監査役会において候補者についてあらかじめ協議している。

ハ 監査役および監査役会は、「監査役監査規程」に基づき、代表取締役頭取と定期的に会合し、銀行が対処すべき課題、銀行を取り巻くリスクのほか、重要な監査上の課題等について意見交換を実施している。

ニ 監査役および監査役会は、「監査役監査規程」に基づき、内部監査部門および会計監査人と会合をもつなど、緊密な連携を保ち、積極的に意見および情報の交換を行い、効率的な監査を実施している。

[運用状況]

当行は、監査役会体制を社内監査役1名、社外監査役3名とし、監査体制の中立性および独立性と透明性に努めました。また、監査役および監査役会と代表取締役、内部監査部門および会計監査人との会合を定期的に開催し、積極的な意見および情報交換を行いました。

9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12 その他

該当事項はありません。

第57期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		17,409
資金運用収益	15,107	
貸出金利息	10,145	
有価証券利息	4,857	
一口金	49	
預金の利息	53	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	1,274	
受入為替手数料	519	
その他の役務収益	755	
その他の業務収益	586	
外国為替売買益	23	
国債等債券売却益	563	
その他の経常収益	440	
償却債権取立益	1	
株式売却益	216	
その他の経常収益	223	
経常費用	1,163	14,101
資金調達費用	966	
預渡性預金利息	1	
一口マネー利息	0	
借入金利息	1	
社債利息	159	
リースの支払利息	0	
その他の支払利息	33	
役務取引等費用	1,531	
支払為替手数料	92	
その他の役務費用	1,439	
その他の業務費用	25	
国債等債券売却損	25	
営その他の経常費用	10,829	
貸倒引当金繰入額	552	
株式の償却	296	
その他の経常費用	4	
その他	251	
経常利益		3,307
特別損失		113
固定資産処分損失	110	
減損	3	
税引前当期純利益		3,194
法人税、住民税及び事業税	300	
法人税等調整額	648	
法人税等合計		948
当期純利益		2,245

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第57期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当事業年度期首残高	13,001	9,665	9,665	3,228	5,997	7,522	16,748	△ 795	38,619
当事業年度変動額									
新株の発行	15	15	15						30
剰余金の配当				98		△ 593	△ 494		△ 494
当期純利益						2,245	2,245		2,245
自己株式の取得								△ 110	△ 110
自己株式の処分						△ 18	△ 18	41	23
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額(純額)									
当事業年度変動額合計	15	15	15	98	-	1,633	1,732	△ 68	1,693
当事業年度末残高	13,016	9,680	9,680	3,327	5,997	9,155	18,480	△ 863	40,313

	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金		新株 予約権	純資産 合計
	評価・換算 差額等合計			
当事業年度期首残高	17,967	17,967	111	56,698
当事業年度変動額				
新株の発行				30
剰余金の配当				△ 494
当期純利益				2,245
自己株式の取得				△ 110
自己株式の処分				23
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額(純額)	△1,423	△1,423	7	△1,415
当事業年度変動額合計	△1,423	△1,423	7	277
当事業年度末残高	16,544	16,544	118	56,976

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(平成28年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	35,267	預 金	1,006,686
コールローン及び買入手形	44,000	借 用 金	3,173
有 価 証 券	409,645	社 債	5,300
貸 出 金	586,614	新 株 予 約 権 付 社 債	2,967
外 国 為 替	558	そ の 他 負 債	9,532
リース債権及びリース投資資産	11,445	賞 与 引 当 金	411
そ の 他 資 産	3,405	退 職 給 付 に 係 る 負 債	413
有 形 固 定 資 産	11,281	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	11
建 物	2,945	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	81
土 地	6,322	偶 発 損 失 引 当 金	196
リ ー ス 資 産	733	繰 延 税 金 負 債	6,067
その他の有形固定資産	1,280	支 払 承 諾	1,631
無 形 固 定 資 産	1,366	負 債 の 部 合 計	1,036,472
ソ フ ト ウ ェ ア	1,137	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	228	資 本 金	13,016
退 職 給 付 に 係 る 資 産	610	資 本 剰 余 金	9,680
繰 延 税 金 資 産	83	利 益 剰 余 金	20,884
支 払 承 諾 見 返	1,631	自 己 株 式	△ 863
貸 倒 引 当 金	△ 9,520	株 主 資 本 合 計	42,716
資 産 の 部 合 計	1,096,388	その他有価証券評価差額金	16,544
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	66
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	16,611
		新 株 予 約 権	118
		非 支 配 株 主 持 分	468
		純 資 産 の 部 合 計	59,915
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,096,388

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		22,968
資金運用収益	15,021	
貸出金利息	10,110	
有価証券利息配当金	4,806	
コールローン利息及び買入手形利息	49	
預け金利息	53	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	1,254	
その他業務収益	6,251	
その他経常収益	440	
償却債権取立益	1	
その他の経常収益	439	
経常費用		19,444
資金調達費用	1,203	
預金利息	966	
譲渡性預金利息	1	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
借入金利息	51	
社債利息	159	
その他の支払利息	24	
役務取引等費用	1,466	
その他業務費用	4,977	
営業経常費用	11,294	
その他経常費用	502	
貸倒引当金繰入額	233	
その他の経常費用	268	
経常利益		3,523
特別損失		114
固定資産処分損失	111	
減損	3	
税金等調整前当期純利益		3,409
法人税、住民税及び事業税	350	
法人税等調整額	675	
法人税等合計		1,025
当期純利益		2,383
非支配株主に帰属する当期純利益		28
親会社株主に帰属する当期純利益		2,354

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額			新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額 合計			
当期首残高	13,001	9,665	19,042	△ 795	40,913	17,967	260	18,228	111	440	59,693
当期変動額											
新株の発行	15	15			30						30
剰余金の配当			△ 494		△ 494						△ 494
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,354		2,354						2,354
自己株式の取得				△ 110	△ 110						△ 110
自己株式の処分			△ 18	41	23						23
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						△1,423	△ 193	△1,616	7	28	△1,581
当期変動額合計	15	15	1,841	△ 68	1,803	△1,423	△ 193	△1,616	7	28	221
当期末残高	13,016	9,680	20,884	△ 863	42,716	16,544	66	16,611	118	468	59,915

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

株式会社 長野銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野本博之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩崎裕男 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社長野銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

株式会社 長野銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野本博之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩崎裕男 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社長野銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社長野銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - イ 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ロ 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ハ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- イ 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ロ 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ハ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

株式会社 長野 銀行 監査役会

常勤監査役	中 島	一 志	Ⓔ
社外監査役	岡 野	庄 平	Ⓔ
社外監査役	神 戸	美 佳	Ⓔ
社外監査役	轟	速 人	Ⓔ

以上

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当行は、内部留保による自己資本の充実を図るとともに、株主の皆さまへの利益還元に当たっては、安定的な配当を行うことを基本的な考え方としております。

当期の期末配当につきましては、株主の皆さまの日頃のご支援にお応えするため、1株につき3円といたしたいと存じます。

これにより、中間配当金2円50銭を加えた年間配当金は1株につき5円50銭となります。

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき3円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は268,762,575円となります。

3 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月27日といたします。

第2号議案 株式併合の件

1 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、すべての国内上場会社の売買単위를100株に統一することを目標としております。

株式会社東京証券取引所に上場する当行といたしましては、かかる趣旨を尊重して、当行株式の売買単위를100株とすることとし、投資単位の水準や株主さまの権利に出来る限り影響を及ぼすことがないよう、株式の併合を行い株式併合の効力発生と同時に、当行の単元株式数を1,000株から100株に変更する予定であります。

2 併合の割合

当行普通株式およびA種優先株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法第234条および第235条に基づき、この売却または買取りを実施し、その代金を端数の生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3 株式併合の効力発生日

平成28年10月1日

4 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

当行の発行可能株式総数は3,000万株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は3,000万株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は1,000万株といたします。

5 その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

現行の一部を次のとおり改めようとするものであります。

1 変更の理由

現行定款第6条（発行可能株式総数・発行可能種類株式総数）および第8条（単元株式数）について、第2号議案「株式併合の件」の承認決議とその効力発生を条件として、株式併合の割合に合わせて発行可能株式総数および発行可能種類株式総数を減少させるとともに、単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するものであります。

また、本事項の定款変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成28年10月1日をもって生じる旨の附則を設け、効力の発生をもって、これを定款から削除することといたします。

その他、平成24年6月28日の第53期定時株主総会においてご承認いただきました社外取締役および社外監査役の責任限定契約に係る定款の条文追加に伴い、今回、定款本文中の条文番号の変更を行うことといたします。

2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。

（下線部分が変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
第二章 株 式	第二章 株 式
(発行可能株式総数・発行可能種類株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は <u>3億株</u> とし、普通株式の発行可能種類株式総数は <u>3億株</u> 、A種優先株式の発行可能種類株式総数は <u>1億株</u> とする。	(発行可能株式総数・発行可能種類株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は <u>3,000万株</u> とし、普通株式の発行可能種類株式総数は <u>3,000万株</u> 、A種優先株式の発行可能種類株式総数は <u>1,000万株</u> とする。
第7条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
(単元株式数) 第8条 当銀行の全ての種類の株式の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当銀行の全ての種類の株式の単元株式数は <u>100株</u> とする。
第9条～第13条 (条文省略)	第9条～第13条 (現行どおり)

(下線部分が変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第二章の2 優先株式</p> <p>(A種優先配当金)</p> <p>第13条の2 当銀行は、第39条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主(以下、「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下、「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭(以下、「A種優先配当金」という。)の配当をする。配当年率は8.0%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第13条の3に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>2.3 (条文省略)</p> <p>(A種優先中間配当金)</p> <p>第13条の3 当銀行は、第40条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下、「A種優先中間配当金」という。)を支払う。</p> <p>第13条の4～第43条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第二章の2 優先株式</p> <p>(A種優先配当金)</p> <p>第13条の2 当銀行は、第41条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主(以下、「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下、「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭(以下、「A種優先配当金」という。)の配当をする。配当年率は8.0%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第13条の3に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>2.3 (現行どおり)</p> <p>(A種優先中間配当金)</p> <p>第13条の3 当銀行は、第42条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下、「A種優先中間配当金」という。)を支払う。</p> <p>第13条の4～第43条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>第1条 第6条(発行可能株式総数・発行可能種類株式総数)および第8条(単元株式数)の変更は、平成28年10月1日をもって効力を生じるものとし、同日をもって本附則を削除する。</u></p>

第4号議案 取締役2名選任の件

取締役大槻伸夫、窪田克彦の2氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
1	おお づき のぶ お 大 槻 伸 夫 (昭和31年9月20日生)	昭和56年4月 長野相互銀行入行 平成20年6月 当行取締役本店営業部長 平成22年6月 当行常務取締役総合企画部長 平成25年6月 当行常務取締役 平成26年2月 当行常務取締役総合企画部長 平成26年10月 当行常務取締役融資統括部長 現在に至る (融資統括部担当)	88,000株
2	くぼ た かつ ひこ 窪 田 克 彦 (昭和33年8月21日生)	昭和56年4月 長野相互銀行入行 平成16年6月 当行須坂支店長 平成18年6月 当行上田支店長 平成22年6月 当行取締役本店営業部長 平成25年6月 当行取締役長野事務所長兼長野法人営業部長 平成26年12月 当行取締役長野法人営業部長 平成27年12月 当行常務取締役長野営業部長 現在に至る	28,000株

(注) 1 各候補者と当行との間には、いずれも特別な利害関係はありません。

2 各取締役候補者の選任理由について

- (1) 大槻伸夫氏は、現在融資統括部長として融資審査と債権管理に注力することによって、融資資産の健全化を図っております。また、同氏はかつて総合企画部長として銀行経営全般に係っていたことからバランスのとれた経営を期待できるものと考え、取締役として再任をお願いするものです。
- (2) 窪田克彦氏は、現在長野営業部長として長野地区の営業力強化に尽力しており、基盤拡大にその持てる能力を十分発揮しておりますことから、取締役として再任をお願いするものです。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役岡野庄平氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
ふり はた せい いち ろう 降旗 征一郎 (昭和20年4月15日生)	昭和44年4月 キッセイ薬品工業株式会社入社 平成20年6月 同社常務取締役人事部長 平成22年6月 同社専務取締役 平成24年6月 同社取締役副社長 平成26年6月 同社相談役 現在に至る	一株

- (注) 1 降旗征一郎氏は新任の監査役候補者であります。
- 2 降旗征一郎氏と当行との間には特別の利害関係はありませんが、同氏が所属するキッセイ薬品工業株式会社と当行との間には預金取引等があり、また、同社は当行の株主（主要な株主ではありません。）であります。
- 3 降旗征一郎氏は、社外監査役候補者であります。
- 4 降旗征一郎氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを社外監査役として当行の監査に反映していただくことを期待したためであります。
- 5 降旗征一郎氏の選任が承認された場合、当行は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令に定める最低責任限度額を限度として、責任限定契約を締結する予定であります。
- 6 降旗征一郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入の件

1 提案の理由およびこれを相当とする理由

本議案は、当行の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）の報酬と当行の業績および株式価値の連動性をより明確にし、取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）の導入をお願いするものであります。

具体的には、平成21年6月26日開催の第50期定時株主総会にて決議いただいた取締役の報酬額（確定金額報酬額として、年額180百万円以内。業績連動型報酬額として、当期純利益を基準とした具体的な算定方法（最大年額50百万円以内）。ただし使用人給与分は含みません。）とは別枠で、新たに取締役に対する業績連動型株式報酬制度を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。本制度の詳細につきましては、下記2の枠内で、取締役会に、ご一任いただきたいと存じます。

なお、当行は、平成21年6月26日開催の第50期定時株主総会において、同日の定時株主総会においてご承認をいただきました当行取締役の報酬額とは別枠として、当行取締役にストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を50百万円以内とする旨および新株予約権の内容についてご承認いただき今日に至っておりますが、本議案の承認可決を条件として、上記ストックオプションにかかる取締役の報酬枠を廃止することといたします。

また、現時点において、取締役の員数は8名（社外取締役を除く。）ですが、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象者となる取締役の員数は8名（社外取締役を除く。）となります。

2 本制度における報酬等の額および参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託（以下、「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当行取締役会が定める役員株式給付規程に従って、役位、業績、中期経営計画達成度等に応じて当行株式および当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当行株式等」といいます。）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

(2) 本制度の対象者

当行取締役（社外取締役を除く。）

(3) 当行が本信託に拠出する金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当行は、平成29年3月末日で終了する事業年度から平成31年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間、および当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、当初の対象期間に関して本制度に基づく取締役への当行株式等の給付を行うための株式の取得資金として、150百万円を上限として本信託に拠出いたします。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当行は各対象期間に、上記株式の取得資金として150百万円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当行株式（取締役が付与されたポイント数に相当する当行株式で、取締役に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当行株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本議案で承認を得た上限の範囲内とします。

(4) 当行株式の取得方法および取得株式数

本信託による当行株式の取得は、上記（3）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じてまたは当行の自己株式処分を引受ける方法によりこれを実施します。

ご参考として、平成28年5月11日の終値（188円）での取得を前提とした場合、当初対象期間に関して当行が対象取締役への給付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額150百万円を原資に取得する株式数は、797,000株となります。

当初の対象期間につきましては、本信託設定（平成28年8月（予定））後遅滞なく取得するものとし、その詳細につきましては、適時適切に開示します。

(5) 取締役에게 給付される当行株式等の具体的な内容

当行は、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績、中期経営計画達成等を勘案して定まる数のポイントを各取締役に付与します。

取締役に付与されるポイントは、下記（6）の当行株式等の給付に際し、1ポイント当たり当行普通株式1株に換算されます（ただし、本議案の承認決議の後において、当行株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて換算比率または取締役に付与済みのポイントについて合理的な調整を行います。なお、第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されますと、当行は効力発生日を平成28年10月1日とする株式併合を行いますので、その時点で、当該株式併合に係る合理的な調整を行います。）。

下記（６）の当行株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、退任時まで
当該取締役に付与されたポイントを合計した数とします（以下、このようにして算出され
たポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（６）取締役に対する当行株式等の給付時期

当行の取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締
役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、上記（５）に記載のところに従って定めら
れる確定ポイント数に応じた数の当行株式について、退任後に本信託から給付を受けます。

ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、当該確定ポイント数に対応す
る当行株式の一定割合について、当行株式の給付に代えて、当行株式の時価相当の金銭給付
を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当行株式を売却する場合があります。

（参考）本制度の詳細につきましては、次頁以降記載の当行平成28年5月12日付開示「業績連動型株式報酬制度導
入に関するお知らせ」をご参照下さい。

以 上

【参考】平成28年5月12日付開示「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」

1 導入の背景および目的

当行取締役会は、取締役の報酬と当行の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

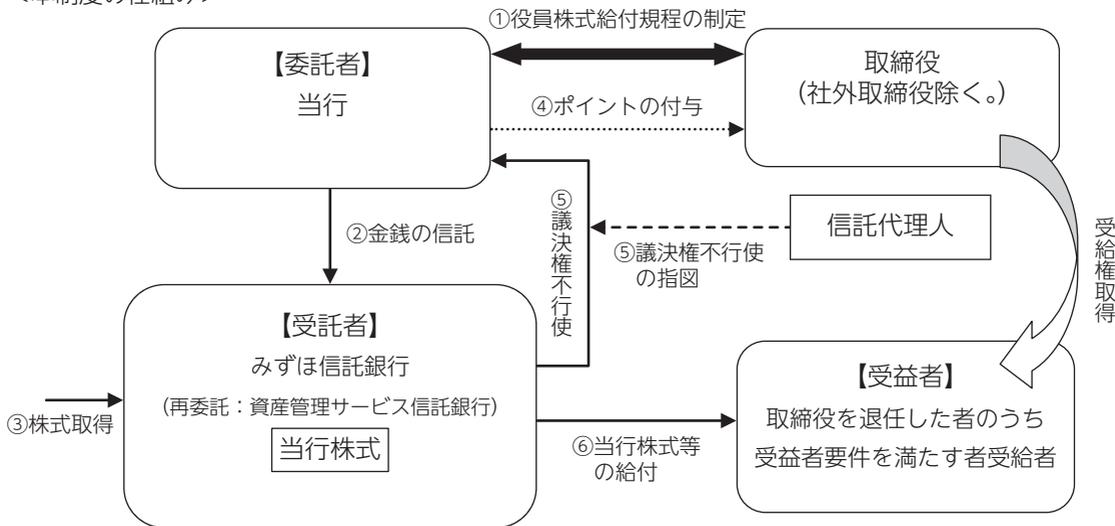
なお、当行は、平成21年6月26日開催の第50期定時株主総会においてご承認をいただきました当行取締役の報酬額とは別枠として、当行取締役にストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額50百万円以内とする旨および新株予約権の内容についてご承認いただき今日に至っておりますが、本株主総会において本制度に関する議案をご承認いただくことを条件として、上記ストックオプションにかかる取締役の報酬枠を廃止することといたします。

2 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託（以下、「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当行取締役会が定める役員株式給付規程に従って、役員、業績、中期経営計画達成度等に応じて当行株式および当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当行株式等」といいます。）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

<本制度の仕組み>



- ① 当行は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当行は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当行株式を、取引市場を通じてまたは当行の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当行は、「役員株式給付規程」に基づき取締役（社外取締役を除く。）にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当行から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当行株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当行株式を給付します。ただし、取締役が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当行株式の時価相当の金銭を給付します。

(2) 本制度の対象者
当行取締役（社外取締役を除く。）

(3) 信託期間
平成28年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当行株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 当行が本信託に拠出する金額
本株主総会で、本制度導入のご承認を頂くことを条件として、当行は、平成29年3月末日で終了する事業年度から平成31年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間、および当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、当初の対象期間に関して本制度に基づく取締役への当行株式等の給付を行うための株式の取得資金として、150百万円を上限として本信託に拠出いたします。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当行は各対象期間に、上記株式の取得資金として150百万円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当行株式（取締役が付与されたポイント数に相当する当行株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当行株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本株主総会において承認を得た上限の範囲内とします。

(5) 当行株式の取得方法および取得株式数
本信託による当行株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じてまたは当行の自己株式処分を引受ける方法によりこれを実施します。
ご参考として、平成28年5月11日の終値（188円）での取得を前提とした場合、当初対象期間に関して当行が対象取締役への給付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額150百

万円を原資に取得する株式数は、797,000株となります。

当初の対象期間につきましては、本信託設定（平成28年8月（予定））後遅滞なく取得するものとし、その詳細につきましては、適時適切に開示します。

(6) 取締役 に 給 付 さ れ る 当 行 株 式 数 の 具 体 的 な 内 容

当行は、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役員、業績、中期経営計画達成度等を勘案して定まる数のポイントを各取締役 に 付 与 し ま す。

取締役に付与されるポイントは、下記（7）の当行株式等の給付に際し、1ポイント当たり当行普通株式1株に換算されます。（ただし、本株主総会において株主の皆様のご承認を得た後において、当行株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて換算比率または取締役に付与済みのポイントについて合理的な調整を行います。なお、平成28年4月26日付「株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ」のとおり、当行は、株式併合に関する議案を本株主総会に付議することを予定しております。かかる株式併合に関する議案を本株主総会においてご承認いただきますと、当行は効力発生日を平成28年10月1日とする株式併合を行いますので、その時点で、当該株式併合に係る合理的な調整を行います。）

下記（7）の当行株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、退任時まで に 当 該 取 締 役 に 付 与 さ れ た ポ イ ン ト を 合 計 し た 数 と し ま す （ 以 下 、 こ の よ う に し て 算 出 さ れ た ポ イ ン ト を、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 取締 役 に 対 す る 当 行 株 式 等 の 給 付 時 期

当行の取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、上記（6）に記載するところから従って定められる確定ポイント数に応じた数の当行株式について、退任後に本信託から給付を受けます。

ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、当該確定ポイント数に対比する当行株式の一定割合について、当行株式の給付に代えて、当行株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当行株式を売却する場合があります。

(8) 本 信 託 勘 定 内 の 株 式 に 係 る 議 決 権

本信託勘定内の当行株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当行株式に係る議決権の行使について、当行経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配 当 の 取 扱 い

本信託勘定内の当行株式に係る配当は、本信託が受領し、当行株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に 対 し て、給 付 さ れ る こ と にな り ま す。

(10) 信 託 終 了 時 の 取 扱 い

本信託は、当行株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち当行株式については、全て当行が無償で取得した上

で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役に給付された金銭を除いた残額が当行に給付されます。

【本信託の概要】

- ① 名称:株式給付信託（B B T）
- ② 委託者:当行
- ③ 受託者:みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託先:資金管理サービス信託銀行株式会社)
- ④ 受益者:取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人:当行と利害関係のない第三者を選任する予定です
- ⑥ 信託の種類:金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日:平成28年8月（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日:平成28年8月（予定）
- ⑨ 信託の期間：平成28年8月（予定）から信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 議決権行使書面による議決権行使に代えて、当行指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com/>

- (2) 行使期限は**平成28年6月23日(木曜日)午後5時**までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 議決権行使書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード(株主さまが変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主さまのご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当行よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

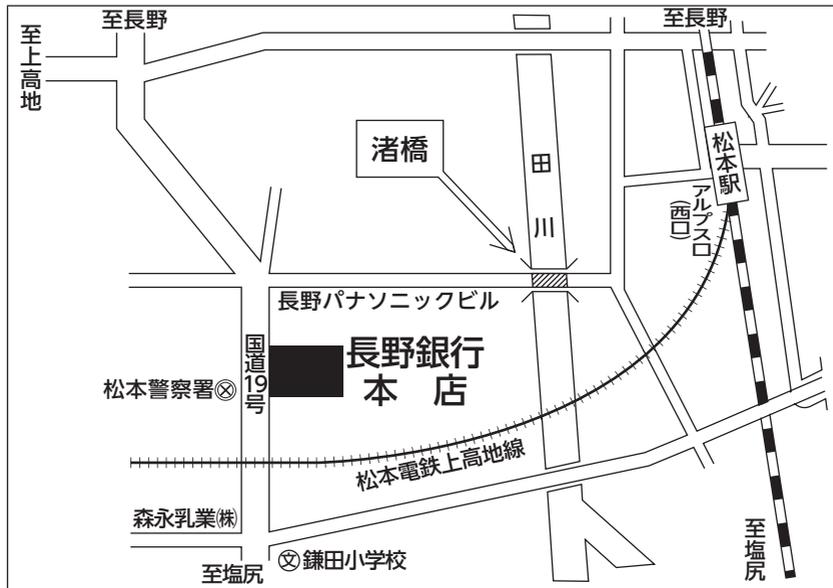
ご不明な点は、当行株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部(以下)までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-768-524 (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-288-324 (平日 9:00~17:00)

以上

株主総会会場ご案内図

当行本店 2階大会議室



J R 松本駅より 徒歩 約15分

(注) 上記「渚橋」は工事のため、車両の通行ができませんので、ご注意ください。